

要求水準書（第1回変更版）変更対比表

No	対象箇所	変更後	当初		
1	P5 表 7	<u>削除</u>	<u>沈砂吸揚機-更新</u>		
2	P7 表 10 No13	紫外線処理設備- <u>新設</u>	紫外線処理- <u>更新</u>		
3	P9 表 15 各種設備	<u>削除</u>	<u>沈砂吸揚機</u>		
4	P26 表 20	<table border="1"> <tr> <td><u>災害、事故及び緊急時対応業務</u></td> <td><u>非常時の初動対応及び事業者との協働による対応（応急給水含む）</u></td> </tr> </table>	<u>災害、事故及び緊急時対応業務</u>	<u>非常時の初動対応及び事業者との協働による対応（応急給水含む）</u>	<u>なし</u>
<u>災害、事故及び緊急時対応業務</u>	<u>非常時の初動対応及び事業者との協働による対応（応急給水含む）</u>				
5	P37 (2)ウ	平成 29 年 4 月津軽ダム運用後の最高濁度は <u>420</u> 度。	平成 29 年 4 月津軽ダム運用後の最高濁度は <u>300</u> 度。		
6	P37 9)	新樋の口浄水場における要求処理水質は、浄水池出口で「水質基準に関する省令」（厚生労働省令 101 号）に定める水質基準項目（51 項目）の <u>水質基準値の遵守</u> 及び水質管理目標設定項目（26 項目）の <u>目標値に留意すること</u> に加え、表 29 に示すとおりとする。	新樋の口浄水場における要求処理水質は、浄水池出口で「水質基準に関する省令」（厚生労働省令 101 号）に定める水質基準項目（51 項目）及び水質管理目標設定項目（26 項目）の <u>基準値</u> に加え、表 29 に示すとおりとする。		

No	対象箇所	変更後	当初
7	P38 表 30 浸水対策	<p>①新樋の口浄水場の建設予定地は、洪水浸水の規模が「想定最大規模」の場合、<u>建設予定地中央付近では</u>下記の高さまで浸水するエリアとなっている。<u>本事業において建設された施設、設備等は浸水高さまで浸水した場合においても、浄水場の機能を喪失しない対策を施すこと。ただし、浄水場の機能に影響のない施設は対象外とする（会議室、トイレ等）。</u></p> <p>浸水高さ：TP+39.20m程度（参考値） （浸水高さ TP は地盤高+浸水深）</p> <p>②<u>浸水高さについては、提供するデータを基に各施設での浸水高さを事業者が設定し、市と協議の上、浸水高さを決定すること。</u></p>	<p>①新樋の口浄水場の建設予定地は、洪水浸水の規模が「想定最大規模」の場合、下記の高さまで浸水するエリアとなっている<u>ため</u>、本事業において建設された施設、設備等は浸水高さまで浸水した場合においても、浄水場の機能を喪失しない対策を施すこと。ただし、浄水場の機能に影響のない施設は対象外とする。（会議室、トイレ等）</p> <p>浸水高さ：TP+39.20m程度 （浸水高さ TP は地盤高+浸水深）</p> <p>②<u>浸水高さは建設予定地中央部の値であり、場所によっては数十センチメートルの変動が生じることから、契約後の設計段階においては市と協議の上、各施設の浸水高さを決定すること。</u></p>
8	P42 (3)	<p>更新対象施設の<u>うち、新樋の口浄水場および新常盤坂増圧ポンプ場の建設予定地</u>の測量調査は市で実施済であるが、施設の更新整備で必要となる追加の測量調査及び地下埋設物調査は事業者の負担により実施すること。</p>	<p><u>上記</u>、更新対象施設の測量調査は市で実施済であるが、施設の更新整備で必要となる追加の測量調査及び地下埋設物調査は事業者の負担により実施すること。</p>
9	P43 3)	<p>事業者は、更新整備時及び運転管理業務時の雨水、汚水排水路の経路を確認すること。</p> <p>排水経路等については、現地調査を実施し特定施設変更許可申請に必要なかつ十分な調査を行うこと。</p> <p>なお、排水先は新土淵川を予定している。詳細を別紙3に示す。</p>	<p>事業者は、更新整備時及び運転管理業務時の雨水、汚水排水路の経路を確認すること。</p> <p>排水経路等については、<u>既存特定施設の届出書類を参考にし、雨水・汚水排水先等を含め</u>、現地調査を実施し、特定施設変更許可申請に必要なかつ十分な調査を行うこと。</p> <p>なお、排水先は新土淵川を予定している。詳細を別紙3に示す。</p>

No	対象箇所	変更後	当初
10	P45 表 35	活性炭注入施設 着水井・混和池 フロック形成池 沈澱池 薬品混和池 ①複数系列化を図り、 <u>1</u> 系列清掃、補修時も機能が満足できる構造とすること	活性炭注入施設 着水井・混和池 フロック形成池 沈澱池 薬品混和池 ①複数系列化を図り、 <u>2</u> 系列清掃、補修時も機能が満足できる構造とすること
11	P50-表 36 活性炭処理設備③	粉末活性炭が原水に対して十分な混和、接触が可能な構造とし、維持管理上系統毎の運転を行う場合においても、最大浄水量における粉末活性炭接触時間が <u>フロック形成池前までに</u> 20 分以上確保できること。	粉末活性炭が原水に対して十分な混和、接触が可能な構造とし、維持管理上系統毎の運転を行う場合においても、最大浄水量における粉末活性炭接触時間が 20 分以上確保できること。
12	P52 表 36 送水施設	<u>⑤別紙 3 に記載のとおり、既設送水管は 2 本（A 系、B 系）あり、常時 2 本とも使用している。よって、新樋の口浄水場からの送水管も 2 本へ接続し、常時 2 本を使用した運用とするが、1 本でも運用可能な施設とすること。なお、2 本への分配量の調整は不要とする。</u>	なし
13	P67 3.14 1)③	見学者の受け入れ対応可能人数は、 <u>1 回</u> 当たり最大で小学生 60 人 <u>程度</u> とすること。	見学者の受け入れ対応可能人数は、 <u>1 日</u> 当たり最大で小学生 60 人 <u>を見込むこととする。</u>
14	別紙 2	<u>制水扉の位置を図面上に明記</u>	なし
15	別紙 3	<u>水道管理センターにて使用する用水の接続箇所の明示</u>	なし
16	別紙 3	<u>工事期間中に使用する水道の分岐可能位置の明示</u>	なし
17	別紙 5	<u>新樋の口浄水場から常盤坂配水池に送られる送水管の明示</u>	なし
18	別紙 11	<u>機器のメーカーを明記</u>	なし